

平成 2 8 年 3 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成28年3月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成28年3月25日（金曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース 会議室
- 出席委員 松浦修三委員長
中村義明委員長職務代理者
石川周三委員
北嶋節子委員
小林仁教育長
- 教育委員会事務局
教育部長 中澤四郎， 学校教育課長 鈴木昭一
指導課長 黒田光浩， 生涯学習課長 斉藤伸明
ゆうき図書館長 中塚富雄， 給食センター所長 石川好次
スポーツ文化課長 妻木克浩
学校教育課長補佐兼学校教育係長 野村尚美
学校教育課庶務係長 石井智之

1 付議事件

- (1) 議案第5号 結城市教育委員会事務局設置規則の一部改正について
- (2) 議案第6号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- (3) 議案第7号 結城市立学校体育施設開放規則の一部改正について
- (4) 議案第8号 学校薬剤師の委嘱について

2 報告事項

- (1) 教育長報告

3 その他

午後 2 時 0 0 分 開 会

○学校教育課長 改めまして、皆さん、こんにちは。

若干お時間は早いんですが、皆さんおそろいですので、進めさせていただきます。

本日ですが、審議案件の中に人事に関するものがございまして、その取り扱いについて、よろしく願いいたします。

また、傍聴希望してされている方が既にお見えですので、あわせてよろしく願いしたいと思います。

本日の会議は、定足数に達しておりますので、成立しております。

松浦委員長より開会宣言をお願いします。

○委員長 改めまして、こんにちは。

先日の卒業式、大変ご苦労さまでございました。

平成 2 7 年度の定例会、今回が最後ですね。

それでは、ただいまより 3 月定例教育委員会を開会いたします。よろしく願いいたします。

○学校教育課長 ありがとうございます。

会議の議事進行につきましては、委員会会議規則により委員長が行うこととなっておりますので、松浦委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

本日の議事録署名人は、北嶋委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、人事案件でございます議案第 8 号 学校薬剤師の委嘱についてを非公開扱いとしまして、先に審議を行いたいと思います。

終了後、会議を公開として傍聴を許可してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第 8 号を非公開といたすことに決定いたします。

これより議事に入らせていただきます。

最初に、議案第 8 号 学校薬剤師の委嘱について提案説明を事務局よりお願いいたします。

◎議案第 8 号 学校薬剤師の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

それでは、以後の審議を公開としまして、傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

○委員長 それでは、引き続き審議に入らせていただきます。

次に、議案第 5 号から議案第 7 号までの 3 件は、平成 2 8 年度機構改革

に伴うものでございまして、関連がございます。一括して提案説明をお願いいたします。

◎議案第 5 号 結城市教育委員会事務局設置規則の一部改正について

◎議案第 6 号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

◎議案第 7 号 結城市学校体育施設開放規則の一部改正について

○学校教育課庶務係長 議案第 5 号から第 7 号につきましては、2 月の定例会報告第 4 号におきまして、中澤教育部長より報告いたしました平成 28 年度行政組織機構改革に伴い、教育委員会の委嘱を一部改正するものになります。

まず、資料の 1 ページをごらんください。

議案第 5 号 結城市教育委員会事務局設置規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 25 日提出、結城市教育委員会。

2 ページをごらんください。

結城市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則。

結城市教育委員会事務局処務規則（昭和 51 年結城市教育委員会規則）第 9 号を次のように改正する。

本表について、生涯学習課の位置をこれまでの公民館である「結城市大字結城 196 番地 1」から、しるくろ一どのある「結城市大字結城 747 3 番地」へ、「スポーツ文化課」の名称を「スポーツ振興課」へ改める。

改正の趣旨でございますが、機構改革に伴い、4 月 1 日から教育委員会事務局の課名及び所在地の変更をするため、所要の改正を行うものであります。

3 ページのほうに新旧対照表をつけてございます。

続きまして、資料 4 ページをごらんください。

議案第 6 号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 25 日提出、結城市教育委員会。

5 ページのほうをごらんください。

結城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

結城市教育委員会事務局処務規則（昭和 40 年結城市教育委員会規則）第 11 号を次のように改正する。

第 2 表の 2 の表について、学校教育課の係を「庶務係」、「学校教育係」から「学務係」、「施設係」へ、生涯学習課の係を「生涯学習係」、「公民館係」から新たに「生涯学習係」、「文化係」、「公民館係」へ、「スポーツ文化課」の名称を「スポーツ振興課」へ、あわせて室に「国体推進室」を新設し、係名を「体育係」、「文化係」から「スポーツ振興係」に改める。

あわせて所管業務の改正により、課及び係の事務分掌であります別表第 1 につきまして、表形式に全改正するものでございます。

改正の趣旨でございますが、機構改革に伴い、4 月 1 日から教育委員会事務局の組織を再編するため、所要の改正を行うものでございます。

9ページ以降、長いですが、新旧対照表となっております。
続きまして、19ページをごらんください。
議案第7号 結城市学校体育施設開放規則の一部改正について。
上記議案を提出する。

平成28年3月25日提出、結城市教育委員会。

20ページをごらんください。

結城市学校体育施設開放規則の一部を改正する規則。

結城市立学校体育施設開放規則（昭和53年結城市教育委員会規則）第2号を次のように改正する。

第6号中、「スポーツ文化課」を「スポーツ振興課」に改める。

改正の趣旨でございますが、機構改革に伴い、当該規則の担当課の変更、名称のほうを変更するため、所要の改正を行うものであります。

21ページが新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま議案第5号から議案第7号までの説明がございました。

これに関しまして、各委員からの発言をお願いいたします。

いかがですか。

石川委員さん。

○石川委員

この生涯学習課の住所なんですけれども、これは今、ここに載っているのは公民館ですよ。公民館の住所ですよ。それが今度は違うところになるという、これが地域的にはどこが、場所はどの辺になるんですか。ただ番地だとちょっとわかりづらいなと思って今、話をしたところなんですけれども。場所はどこになるんですか。

○委員長

答弁をお願いします。

○学校教育課庶務係長 場所につきましては、現在の学校教育課の南側、平成25年まであったところにまた戻るということになります。

○石川委員

戻るといふことなのね。

○委員長

関連ですけれども、じゃ、今までおられたところはどうなるんですか、公民館は。

○生涯学習課長

公民館は、生涯学習課において、公民館係、生涯学習係の2つの係になりますけれども、生涯学習係がこちらのほうに、生涯学習課として異動しますので、公民館係が残ります、今の公民館に。

○石川委員

わかりました。

○委員長

ちょっと細かいことであれですけれども、学校教育課がこれ改編しますね。そうすると、石井さんがやっておられた、野村さんのこのすみ分けが変わるんですか、これは。今までのその業務上の。施設係というのが。

○学校教育課庶務係長

今までの学校教育係と庶務係が1つの係になりまして、その中から施設の分野に関して今度新しく施設係ができてございます。

○委員長

業務的には石井さんの負担が大きくなると。

- 学校教育課庶務係長 それはまだわからないことではあるんですけども。
- 委員長 そんな感じを受けてしまって。
ほかにございますか。ないですか。
(発言する者なし)
- 委員長 では、発言もないようですので、早速採決に入らせていただきます。
それでは、議案第5号から議案第7号までの3件を原案のとおり改正することについて、賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)
- 委員長 ありがとうございます。全員の賛成でございます。
よって、議案第5号 結城市教育委員会事務局設置規則の一部改正について、議案第6号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、議案第7号 結城市学校体育施設開放規則の一部改正については原案のとおり改正することに決定いたしました。ありがとうございます。
以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告事項に入らせていただきます。

◎教育長報告

- 委員長 報告事項は、教育長さんの報告1件ですね。
では、教育長さん、よろしくをお願いいたします。
- 教育長 教育長報告という資料の24ページをお開きください。
定期人事異動のまとめ等について。
上記のことについて、別記のとおり報告する。
平成28年3月25日、結城市教育委員会教育長、小林。
資料のほう、25ページのほうにお進み願います。
1番、定期人事異動のまとめについてと。
3月16日の臨時会議において応諾をいただいたところですが、その内訳を(1)、(2)、(3)ということで大まかにまとめたものでございます。
(1)の退職者、転職者、市内の教職員64人。退職者については15人で、うち勸奨退職が4人ですので、定年退職が11人ということになります。その内訳につきましては、記載しているとおりでございます。また、市内異動の教職員は12名というようなこととなります。
転入者、採用者については66人。新規採用者は13人で、教諭が男女合わせて10人、そして幼児教諭の女性が1名と。13人の新規採用者ということでございます。
(2)の管理職登用、校長の登載について、登載された中での4月1日の発令で、そこに記してあるそれぞれの職名、学校に配置になる。
なお、登載残ということで、現任校へ残って1年間名簿登載になっていて、途中での展開というようなことも、途中昇任というようなことも登載残の職員については起こり得る状況もございます。
校長登載、教頭登載については、そこに記しているとおりでございます。

(3)の行政、行政のほうには本市のほうから義務教育課、東京事務所、結城市教育委員会、国立那須甲子青少年自然の家、こちらのほうへ配置、転出というような形になります。

2番の平成27年度市内中学生進路状況についてでございますが、3月22日に県立の2次募集の発表がございまして、最終の進路の状況ということでございます。結城市は203人の、この203というのは過年度の卒業生が1名入っております、203人で、そこに記したような進路の状況になっております。

結城南中は145人、在家2人がおるところですが、男子1名、女子1名、この生徒については進学というのではなくて、特別支援的な部分がございますので、家庭で、または親戚の家での手伝いをするというような進路で、在家というふうになっております。

結城東中134人につきましては、そこに書いてあるような進路状況でございます。

3番の卒業式参加についてということで、小学校の卒業式3月22日、大変、委員の皆様にお世話になったところでございます。小学校の卒業式で当日欠席になってしまった卒業生でございますが、結城小で1名、城南小で1名、山川小で1名。結城小の1名は、保護者とともに仙台のほうにどうしても用事であって、卒業式に参加できない。その対応については卒業証書を別日に手渡しをするというようなことで対応しているところがございます。城南小の1名は胃腸炎というようなことで、当日出席できないもんですから、後日証書を手渡したと。山川小の1名についても登校できないというような状況で、家庭での手渡しという対応をしたところがございます。

中学校につきましては、3月10日の卒業式でございましたが、結城中4名欠席と。2人は式に参加できないというような状況があったもんですから、本人、保護者等に別の時間帯で授与した。残りの2人については、インフルエンザで欠席をしてしまって、それは別日に手渡しをすると。また、三重県の県立学校を受験した部分で、どうしても出られないと。受検と卒業式が重なってしまったというような状況で、生徒についても別日に手渡しをしたというところがございます。結城南中は全員卒業生参加して、校長から卒業証書が授与されたというところがございます。結城東中については2名の欠席と。その生徒については、午後、本人にはなかなか手渡しができないというような状況がございまして、保護者のほうに卒業証書をお渡ししたというような状況でございます。

なお、卒業式に出られなかった東中の生徒たちもきちっと進路先は決定して、進路が決定しているところがございます。

4、その他としまして、平成28年度人事異動辞令交付式、この後、詳細については学校教育係のほうから説明があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の平成28年度入学式についても、中学校については4月6日が始業式、入学式というような予定で進めております。小学校については4月7日入学式を実施ということで、どちらも始業式は4月6日になります。以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま教育長さんから報告ございました。

これにつきまして何かご意見、発言がございましたらお願いたします。いかがですか。ないですか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○委員長

私のほうから、高校の進路については、指導課長さんとしては満足のいく状況でしたか。

○指導課長

先ほど教育長からありましたように、特別支援的な子、あるいは不登校の子たちも大分落ちついておさまったという感じはします。それもゆうの木とかスクールカウンセラーの働きがかなり多かったように感じます。非常に細やかな手厚い指導を結城市ではしているのかなという感じがしました。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、教育長さんの報告については、ご意見もないようですので、これで終了させていただきます。

○教育長

ありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。

◎その他

○委員長

次に、その他として何かございましたら。

事務局から何かございますか。

○指導課長

失礼します。

申しわけございません。指導課のほうから1点ご報告させていただきたいと思えます。

別紙資料の一番最後のページ、ごらんいただければと思えます。折り込みになっているものでございます。

こちらのほうを説明させていただきたいと思えます。

こちらのほう、前回ご説明させていただきましたスクールサポート推進事業についてでございます。こちらのほうで、去る3月16日午前中に結城市と白鷗大学の連携協定の調印式が行われました。それに伴いまして、その席で、その後、結城市教育委員会と白鷗大学教育学部との連携に関する協定書の調印式がございまして、小林教育長、あとは白鷗大学教育学部長さんのほうで調印式のほうをさせていただきました。中身につきましては読んでいただければと思うんですが、結城市と白鷗大学の連携の一つとして、スクールサポート推進事業を推進していくということで、そ

のことについてでございます。積極的にこれから白鷗大学の学生をいろいろなところで、小学校、中学校のほうで活用していければというふうに考えております。

特に、今年度につきましては、スクールサポート推進事業ということで、モデル校としまして、小学校3校、中学校1校ということで予算化させていただいております。モデル校につきましては、先日決定しまして、各学校のほうで要望書を提出していただくように指示してあります。28年度のモデル校としましては、結城小学校、城南小学校、結城中学校、そしてもう一つ、フレンド「ゆうの木」適応指導教室ということで、学校ではないんですが、施設ということで、合計4つ、モデル校として28年度は取り組んでまいりたいと思います。

こちらの様子を見ながら、平成29年度につきましては、市内全体のほうに拡大していければと考えております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

ただいま指導課長さんから説明がございました。

この件につきまして、何かございましたら。

○教育長

つけ加えてございますが……

○委員長

お願いします。

○教育長

これは結城市と白鷗大学教育学部でこういう連携に関する協定ということで締結したところですが、白鷗大学については、小山市とやはり同じような、また、古河市さん、もう一つは下野だね。この3市と同じような協定を結んで、現在取り組んでいるところでございます。結城市も友好都市を締結するというようなことを踏まえて、結城市と白鷗大学、教育委員会と教育学部というようなことで、同じような取り組みを推進していこうというようなことで、協定書の取り交わしをしたところでございます。

○委員長

何かございましたら。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、ないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時30分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員